平成２５年（フ）第７７７４号
東京都港区芝２丁目５－８－506、開始決定時の住所東京都港区台場１丁目５－７－311
破産者　結城　卓美
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８９１号
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾３丁目６－10
破産者　中田　佳之
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４１０号
東京都多摩市永山４丁目４－５－502
破産者　鈴木美代子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５０８号
埼玉県狭山市大字水野1012－10
破産者　松本　武生
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４１号
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目２番１号冨田ビル３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都港区白金２丁目５番16号
破産者　株式会社ナチュラルハーツ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４３号
東京都板橋区加賀１丁目14－１－1406
破産者　上津　弘彦
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１８１号
埼玉県志木市中宗岡４丁目15－５－404
破産者　紀陸　武史
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５５４号
東京都豊島区西池袋３丁目９－４　大沢方
破産者　堀内　要助
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００３４号
東京都渋谷区富ヶ谷２－18－10　三共ベルメゾン702、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区神山町24番11号
破産者　株式会社トラプロダクト
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００４３号
東京都葛飾区四つ木３丁目４番19号
破産者　有限会社ジョイグッズ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００４４号
千葉県松戸市胡録台167－８　コーポ初美Ａ－１
破産者　西山　耕司
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００４６号
埼玉県新座市片山１丁目14番31号
破産者　武蔵工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７１号
神奈川県川崎市高津区二子２丁目１番12号
破産者　株式会社エアマイクロ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７２号
神奈川県横浜市緑区長津田７丁目１－45－602
破産者　木佐貫　靖
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００７７号
東京都中央区日本橋人形町３丁目12番９号
破産者　有限会社東京日本橋きもののいけざわや
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９０号
東京都文京区白山２丁目９番10号　光荘、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区二葉４丁目４番15号
破産者　株式会社ＴＳＫ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００９１号
東京都文京区白山２丁目９番10号　光荘
破産者　石山　勇次
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１０２号
東京都足立区南花畑４丁目19番20号
破産者　株式会社カンノ工務店
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１３号
東京都港区三田２丁目10番６号
破産者　株式会社ネットワークス・プラス
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１４号
東京都港区芝１丁目８－23－1204
破産者　藤枝　　勲
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１２１号
東京都世田谷区北烏山１丁目29番19号　シティシャトレ芦花102号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区早稲田鶴巻町308番地１
破産者　株式会社写真らしく
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部